

分権時代に対応した地方税財源の充実をどのように考えていますか。

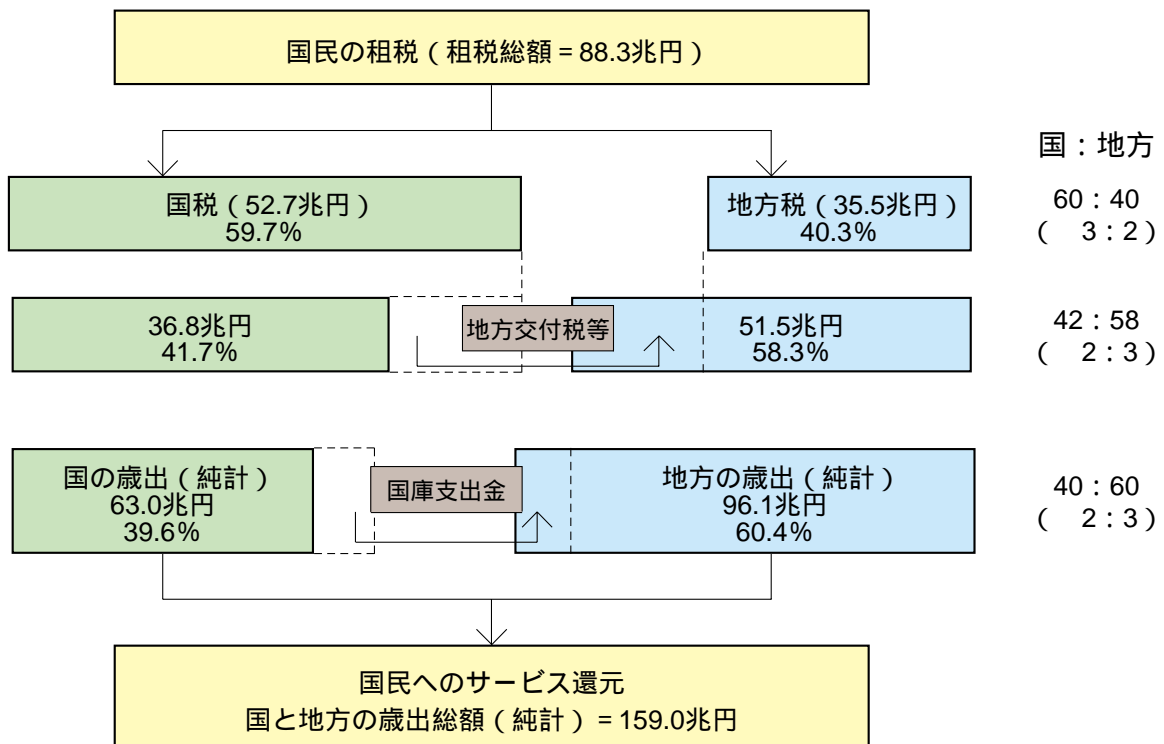
### 地方税財源充実のための外形標準課税導入の必要性

地方分権一括法が施行され、地方分権が実行段階を迎えておりますが、少子高齢化の進展に伴う福祉施策や環境施策の充実など、今後、財政需要の増加が見込まれる中で、自己決定・自己責任の原則により地方分権を推進していくためには、地方税財源の充実が大きな課題です。

また、国と地方を合わせた歳出のうち約6割を地方が担っているにもかかわらず、税収全体に占める地方税の割合は約4割しかないという問題があります。この乖離をできるだけ縮小するという観点からも、地方税の充実を図ることは、真の地方分権につながるものと言えます。

平成14年1月25日に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」においても、「国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の在り方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しその在り方を検討する。」とされており、今後とも、自立した国・地方の関係確立に取り組んでいきたいと考えています。

### 国・地方間の財源配分（平成12年度）



現在の法人事業税には以下の問題があります。

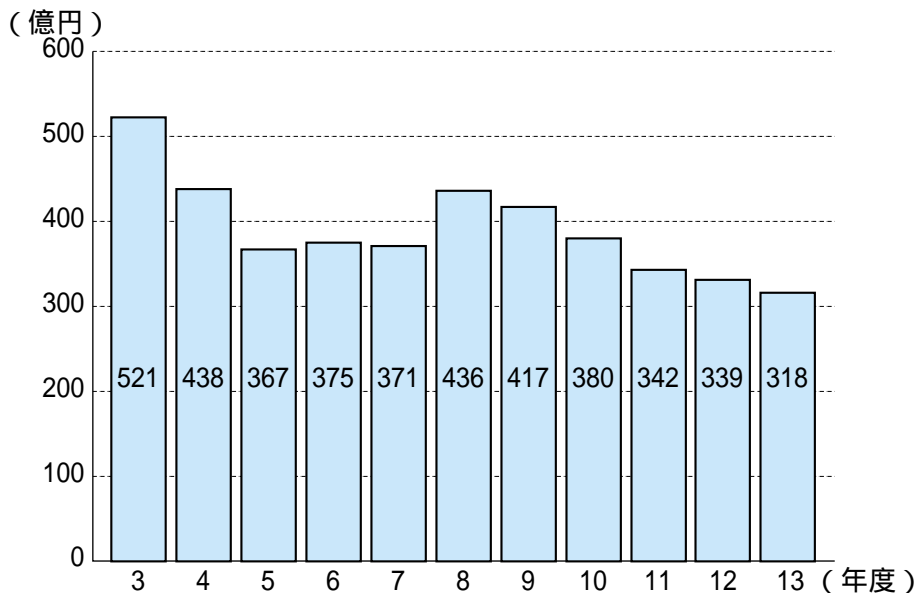
第一点目は、課税の基準が企業の所得であることから、景気の変動を大きく受けやすく、税収が安定的なものとはなっていないことです。本県の法人事業税は、ピークであった平成3年度の約521億円に対して、平成13年度見込みは約318億円とピーク時の6割の水準にまで落ち込んでいます。しかし、このように税収が急激に減少しても、直ちに歳出予算を削減し、事業を縮小することは困難です。

第二点目は、本県の場合、全体の6割以上の企業が法人事業税を納めていないという実態があるということです。これは、法人事業税は、本来、黒字の企業も赤字の企業も、企業が受ける行政サービスに対して必要な経費を負担していただくことを課税の根拠としていますが、赤字企業に対しては課税されない仕組みとなっているからです。

このようなことから本県では、外形標準課税を導入することを国に働きかけており、国においても「外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る」と閣議決定されています。

今後とも外形標準課税が早期に導入されるよう努めていきたいと考えています。

### 法人事業税の推移



(注) 平成13年度は、決算見込額です。

### ひとくちメモ

#### 外形標準課税

現行の法人事業税は、企業の所得を課税の基準としていますが、外形標準課税は、企業の所得だけではなく、企業の事業活動の大きさを表すもの（「給与」や「資本金」など）を課税の基準にしようとするものです。